

法制審議会刑事法（危険運転による死傷事犯関係）部会 第7回会議配布資料	10
--	----

試案

1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条の改正

次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期拘禁刑に処するものとする。

(1) アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上にアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。2において同じ。）で自動車を走行させる行為

(2) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ 道路交通法第22条第1項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度（以下「最高速度」という。）が60キロメートル毎時を超える場合 最高速度を60キロメートル毎時超える速度

ロ 最高速度が60キロメートル毎時以下である場合 最高速度を50キロメートル毎時超える速度

(3) 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為

2 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第3条の改正

アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は15年以下の拘禁刑に処するものとする。